

# I 平成 20 年度及び平成 21 年度における改正の要点

## 第 1 上場株式等の配当等に対する課税の見直し

### 1 申告分離課税制度の創設

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除きます。以下同じです。)に係る配当所得については、総合課税のほかに、15%(住民税は 5%)の税率による申告分離課税を選択することができることとされました。

なお、特例措置として、居住者等が平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、7%(住民税は 3%)の税率が適用されません。

また、この申告分離課税の選択は、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全額についてしなければならないこととされ、申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除は適用されません。

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の 5%以上である株主等をいいます。

### 2 上場株式配当等の支払通知書の創設

平成 21 年 1 月 1 日以後に、居住者等に対して国内において上場株式配当等(上場株式の配当等のうちオープン型の証券投資信託の収益の分配及びいわゆるみなし配当以外のものをいいます。)の支払をする者は、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされました。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合には、上場株式等の配当等に係る支払通知書、オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額に関する支払通知書又は特定口座年間取引報告書を、確定申告書に添付しなければならないこととされました。

### 3 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の改正

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する 7%(居住者は、他に住民税 3%)の軽減税率が、平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

ただし、特例措置として、個人(大口株主等を除きます。)又は法人が平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、引き続き 7%(居住者は、他に住民税 3%)の税率を適用することとされました。

### 4 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の創設

平成 22 年 1 月 1 日以後に国内における支払の取扱者(証券会社、銀行等)を通じて個人又は法人に対して支払われる上場株式等の配当等については、その支払の取扱者を源泉徴収義務者とすることとされました。

### 5 公募株式等証券投資信託の償還・解約金に係る改正

平成 21 年 1 月 1 日以後、公募株式等証券投資信託の終了又は解約により居住者等が交付を受ける

金銭の額等の合計額は、そのすべてが株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税されることがとされました。

なお、この場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税される金額については、「株式等の譲渡の対価等の支払調書」の作成及び提出が必要となります。

## 6 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の創設

平成 21 年 4 月 1 日以後、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされました。

なお、この場合において、国内においてその上場証券投資信託の終了（信託の併合に係るものである場合は、一定のものに限ります。）又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、「上場証券投資信託の償還金等の支払調書」の作成及び提出が必要となります。

### ○ 上場株式等の配当等に係る税率

		～ 平成 20 年 12 月 31 日	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 23 年 12 月 31 日	平成 24 年 1 月 1 日 ～
<b>【申告における税率】</b>				
総合課税		累進税率 (所得税 5%～40%、住民税 10%)		
申告分離課税		—	10% (所得税 7%、住民税 3%)	20% (所得税 15%、住民税 5%)
<b>【源泉徴収における税率】</b>				
個人 ※	居住者	10% (所得税 7%、住民税 3%)		20% (所得税 15%、住民税 5%)
	国内に恒久的施設 を有する非居住者	7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)
	上記以外の 非居住者	7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)
内国法人・外国法人		7% (所得税のみ)		15% (所得税のみ)

※ 大口株主等である個人を除きます。

## 第2 上場株式等の譲渡所得等に対する課税の見直し

### 1 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の改正

上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する7%(住民税は3%)の軽減税率が、平成20年12月31日をもって廃止されました。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、引き続き7%(住民税は3%)の税率を適用することとされました。

#### ○ 上場株式等の譲渡による所得に対する税率

	～平成23年12月31日	平成24年1月1日～
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)
上記以外の譲渡	20% (所得税15%、住民税5%)	

### 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の改正

源泉徴収の選択をした特定口座(源泉徴収選択口座)における所得税の源泉徴収及び還付の際に適用される7%(住民税は3%)の軽減税率が、平成20年12月31日をもって廃止されました。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等による差金決済を行った場合の、その譲渡収入金額又は差益等に基づき一定の計算により算定される源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率については、引き続き7%(住民税は3%)とすることとされました。

#### ○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率

	～平成23年12月31日	平成24年1月1日～
源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する税率	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)

### 3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

源泉徴収選択口座において取り扱うことができる取引の範囲に、平成22年1月1日以後に締結される上場株式配当等受領委任契約に基づく取引が追加され、源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受け入れることが可能となりました。

これに伴い、平成22年1月1日以後に特定口座において処理される上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等に係る「特定口座年間取引報告書」の記載事項に、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に関する事項が追加されました。

### 4 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要の特例の廃止

源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする特例が廃止され、金融商品取引業者等は、平成21年1月1日以後に処理する上場株式等の譲渡に係る特定口座年間取引報告書については、源泉徴収選択口座に係るものについても、税務署への提出が必要となりました。

### 第3 損益通算の特例の創設

#### 1 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算

確定申告書を提出する居住者等の平成 21 年分以後の各年分について、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得(申告分離課税を選択したものに限り、)の金額との損益通算ができることとされました。

#### 2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の創設

源泉徴収選択口座を有する居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等のうち源泉徴収選択口座に受け入れたもの(源泉徴収選択口座内配当等)については、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされました。

また、平成 22 年以後において源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額とその上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました。

#### ○ 上場株式等に係る譲渡損失と配当等の損益通算

～平成 20 年分	平成 21 年分	平成 22 年分～
損益通算不可	確定申告により損益通算可	
	—	源泉徴収選択口座において損益通算可